

田原市使用済パソコン等売却仕様書

1. 件名

田原市使用済パソコン等売却

2. 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 9 月 11 日まで

3. 引渡場所

田原市役所（田原市田原町南番場 30 番地 1）

4. 売却物品

売却対象物品は、5 年リース満了後に田原市へ無償譲渡されたパソコン等とし、機種及び台数は別添「売却物品一覧表」のとおりとする。なお、物品の状態は以下のとおりとする。

- (1) すべての機器について、動作保証は一切行わない。また、使用に伴う傷、汚れ、破損があるものとする。
- (2) 機器の仕様は、カタログ等の記載と実機が相違している可能性がある。
- (3) すべての物品について、データおよび OS は消去済みである。また、管理ラベル等は撤去済みである。

5. 仕様

(1) 作業スケジュール

ア 受注者は、搬出日を事前に連絡し、発注者の承認を得ること。

イ 受注者は、売却物品を令和 8 年 9 月 11 日(金)までに引渡場所から搬出すること。

ウ 搬出作業は、土日祝を除く平日 9 時から 17 時の間に行うこと。

(2) 搬出作業

ア 受注者は、指定場所からの円滑な搬出に努め、搬出経路の施設や設備に損傷を与えないよう必要な措置を講じること。

イ 搬出作業に係る資材等は、受注者の負担とすること。

ウ 搬出作業中、施設や経路等に損傷が生じた場合は、受注者の責任において原状回復または損害賠償を行うこと。

(3) 機器の取扱い

受注者は、物品の売払い、再販または廃棄処分等を行う際は、関係法令を遵守すること。

(4) 下見会

物品の状態や数量については、下見会にて確認することを推奨する。入札後の異議申し立ては一切認めない。

ア 下見会実施日時

令和 8 年 7 月 31 日(金) 9 時から 16 時 40 分まで (12 時から 13 時は除く)

イ 実施場所

田原市役所 201 会議室 (田原市田原町南番場 30 番地 1)

6. 契約金額の支払い

本市が発行する納付書により、市で指定する指定日 (納付書に記載された日) までに契約金額を納付すること。なお、納付に係る手数料等は受注者の負担とする。

7. 守秘義務

本業務を履行するにあたり知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

8. その他

(1) 搬出作業は開庁時間中に行われるため、来庁者の安全確保に十分配慮すること。

(2) 受注者は搬出作業により発生したゴミや梱包材等をすべて持ち帰ること。

(3) 引取りに係る経費 (運搬費等) は、すべて受注者の負担とする。

(4) 本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合、または定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定める。